

平成27年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成27年9月29日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

議事日程

第 1	認定第 1 号	平成 2 6 年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別 委員長報告
第 2	認定第 2 号	平成 2 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計 決算認定	
第 3	認定第 3 号	平成 2 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決 算認定	
第 4	認定第 4 号	平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計決算 認定	
第 5	認定第 5 号	平成 2 6 年度川棚町観光施設事業特別会計決算 認定	
第 6	認定第 6 号	平成 2 6 年度川棚町公共下水道事業特別会計決 算認定	
第 7	認定第 7 号	平成 2 6 年度川棚町簡易水道事業特別会計決算 認定	
第 8	議案第 53 号	平成 2 6 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰 余金の処分の件	
第 9	認定第 8 号	平成 2 6 年度川棚町水道事業会計決算認定	
第 10	発委第 4 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	
第 11	総務厚生委員会の閉会中の継続調査の件		

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」から日程第9、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 皆様おはようございます。それでは、決算審査特別委員会付託審査報告を行います。

本委員会に9月14日に付託されました認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」についての審査結果を報告します。この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により、議長宛報告書を提出しておりますので、内容については、その報告書を読み上げることといたします。報告書をご覧ください。

平成27年9月28日、川棚町議会議長初手安幸様、決算審査特別委員会委員長村井達己。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定

すべきものと決定。

認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」、原案可決すべきものと決定。

認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会委員長報告。

認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」、議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」及び認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」についての決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成27年9月15日、16日、17日、24日。(特別委員会)平成27年9月25日、28日。

(3) 審査場所。第1委員会室、第2委員会室、第3委員会室及び現地。

(4) 出席者。(分科会)委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、各担当課長、室長、次長、各係長等。(特別委員会)委員全員、議長、事務局長。

2、審査内容(主要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、消防団OBの活用とあるが具体的な内容は。

答弁、各分団に2名程度の予定であるが、詳細は検討中である。

質疑、光ブロードバンド事業は当初の計画通り進んでいるのか。

答弁、平成26年度は黒字になる予定だったが、契約件数は横ばい状況であり、サービス利用の休・廃止が発生したことから赤字となった。

(以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)。

質疑、農業振興費の中に法人化に取り組むとあるが、実績はあるのか。

答弁、畜産業で1件、中山地区で1件あった。

質疑、町道等の樹木伐採や改修等で地元要望に応えた件数は。

答弁、63件の要望があった中で、建設課が対応したのは15件である。

(以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1) 認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)。

マイナンバー制度の導入は高額な税金が投じられ、管理経費も多額となり住民にも重い負担となるため反対する。

賛成討論(要旨)。

マイナンバー制度は国が決定した制度であり、制度そのものに対し町議会での判断は無理である。また厳しい財政の中にあっても平成26年度は約1億8千万円の黒字決算であり、適正な執行であったと判断し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)。

国保加入者の平均年齢も高く、一人あたりの平均所得も低くなっている。高い保険税は町民を苦しめるばかりであり反対する。

賛成討論（要旨）。

国保会計は大変厳しい状況の中であるが、平成26年度は適正に執行されており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（3）認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）。

国の制度により、家族の同じ保険に加入していた方々が家族の保険から分離された。また後期高齢者医療保険の均等割は、国保の均等割よりも高くなっている。早く元の制度にすべきとして反対する。

賛成討論（要旨）。

高齢者の医療を安定的に支える制度であり、定着をしている。また健康維持等の事業も充実し、継続的に取り組まれていることから賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（4）認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）。

保険料は払っても、自己負担分を払えずサービスを受けられない状況がある。利用しやすい制度にすべきであり反対する。

賛成討論（要旨）。

介護保険制度は社会全体で支える制度である。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定したことを評価し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（5）認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

（6）認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認

定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(8) 議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(9) 認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

4、委員会の意見。

①長崎がんばらんば国体開催の経験を活かし、今後はさらにホッケー競技の普及、人材育成に努め、「ホッケーのまちづくり」に取り組まれない。

②地域見守りネットワークは、目標年度に全地域が構築できるよう、早期かつ万全に取り組まれない。

③国民健康保険事業特別会計においては、厳しい財政状況である。事業費の精査を十分に行い、健全な事業運営に努められたい。

④平成28年度の漁村再生交付金事業終了後も、特産品であるナマコの育成や海底耕耘など対策を講じ、本町の水産業の振興を図られたい。

⑤町道等の樹木伐採等による環境整備についての地元要望には、今後も誠意をもって対応されたい。

⑥指導主事、スーパーバイザー等の活用により、不登校児童生徒の減少に繋がってきている。さらにいじめ防止対策、非行防止等にも取り組まれない。

⑦税金・料金・使用料等の収納対策等については、誓約書の提出、財産差し押さえや搜索等の手立てを講じるなど徴収努力がうかがえ、一定の成果が得られている。今後も継続的な収納率向上に努められたい。

議 長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。これから1件ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」について、討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番 久 保 田 認定第1号、平成26年度川棚町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

2款総務費の中で、普通退職者が1名とあります。第5次行政改革実施計画により、職種変更され退職されました。給食センターの民間委託化は子ども達の食育を壊しただけでなく、本来なら定年まで働けた一人の職員の人生設計を大きく変えてしまいました。また、8款3項2目ダム対策費の中に旅費支払済額6万9千円が計上されております。説明によると、水没世帯に対する生活再生相談研修のための旅費ということでした。起業者は4世帯分の農地の収用を先行して裁決申請し、県収用委員会は用地の評価額、明け渡し時期などを定め収用裁決しました。そして農地の所有権が国に移転しました。そして水没予定地で生活されている方々は、補償金の受け取りを拒否されていますが、起業者は一方的に補償金を長崎地方法務局佐世保支局に供託し、土地収用法上での売買契約が成立したとしています。いくら補償金の受け取りを拒否しても、所得とみなされ多額の所得税が発生します。自然を愛しくらし輝くまちにつましく住んでおられる方々から土地を取り上げ、税金を課す、これがまさに兵糧攻めというものではないでしょうか。そもそも、裁決申請に対して、署名と押印を止めてほしいという要望を受け入れず、署名押印をして、強制収用に道を開く手助けをしたのは本町です。さらに、起業者はダムの完成時期を6年延長しました。これまで半世紀苦しんでこられた住民の方達を、これからも苦しみ続けさせるのでしょうか。

ダムによらない治水の実現は、河川改修で可能であるということを町長も認識されたはずです。憲法で守られた幸福権、財産権、基本的人権を踏みにじってはなりません。守るべきは町民です。絶対に認めるわけにはいきません。よって、認定第1号、平成26年度川棚町一般会計決算認定に反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 山 口 平成26年度一般会計決算認定の賛成の討論を行いたいと思います。現在、久保田議員が言われました給食センターの民間委託につきましては、平成27年度からの実施でございます、この件については平成26年度の決算審査には私自身なじまないものというような判断をいたしております。

そして、平成26年度というのは、国体及び町制施行80周年事業等に取り組みました。その取り組みにおいてもですね、町民参加型の事業に取り組みされるなどですね、一定の成果が上がったものというように判断しております。

また、厳しい財政の中にあっても平成26年度は1億8千万円の黒字決算であり、適正な事業に取り組み、また適正な財政執行がなされたものと判断し賛成いたします。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言はありますか。

2 番 田 口 一点、先ほど反対討論の中で、ダムに関して、治水はダムによらなくてもできるという町長の認識であるというような発言がありました。その発言自体は誤りであると、私は認識をいたしております。

私は、一般会計は適切に執行されていると思いますので賛成いたします。

議 長 他に討論はありますか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:23)

議 長 次に、認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番久保田 認定第2号、平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

サラリーマンが加入する健康保険は、本人が加入すると家族が増えても保険料が増えることはありません。また、その上に2分の1は事業主が負担する制度です。しかし、国民健康保険は一人ひとりが加入する制度で、家族が増えれば、その分、負担も大きく、川棚町の国民健康保険税を見れば、所得額150万円、3人家族のモデルケースで33万5,700円、所得の22%で、県内でも9番目に高い保険税となっております。さらに、国保加入者世帯の86%は、年所得200万円未満で、多くが自営業者や高齢者、賃金の低い労働者や無職の人たちです。子どもが一人増えると2万8,800円の均等割が加算され、大変な負担増になります。また、保険税の支払いが遅れている世帯へのペナルティとして発行されている短期保険証は、125世帯、資格証明書は26世帯、窓口留め置きは平均20から30、国保に関する差し押さえ49件という説明を受けました。そもそもペナルティは、悪質な滞納者を正すためで、生活困窮者を追い詰めるものではございません。保険料の減免を受けながら、さらに滞納する。保険料が高すぎて払えない世帯は増えています。資格証明書では、病院での窓口で医療費の10割を払わなければなりません。生活費を切り詰めて保険料を納めても、医療費が払えず病気になっても病院に行けず、受診した時にはすでに手遅れになったと思われる事例が各地で報告されています。

加入年齢も協会けんぽ、組合けんぽ、共済組合が平均30歳代なのに比

べ、国保加入者の平均年齢は50歳代と高くなっています。国民健康保険には、事業主負担がなく、手厚い国庫負担なしには制度が成り立ちません。国保料が高い根本原因は、国庫負担の削減です。国民健康保険は、相互扶助ではなく社会保障です。高い保険税は町民を苦しめるばかりです。払える保険料にすべきです。よって認定第2号、平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定に反対します。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

2 番 田 口 国保会計につきましては、大変厳しい財政状況であるというのは説明を聞いて分かっております。しかし、これは何も支出において無駄遣いをしているような要素ではなくて、国からの交付金の減額などによって非常に厳しい状況になったと。そのために基金も取り崩さざるを得なくなつて、基金の残額も非常に少なくなっているという厳しい状況はよく分かりませんが、したがって、これからどのように運営していくのかというのは、真剣に対策を考えるべきことではありますけれども、26年度の決算自体につきましては、適切に執行されているものと考えますので、私は賛成をいたします。

議 **長** 次に、反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:28)

議 長 次に、認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番久保田 認定第3号、平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

成果報告書によると、後期高齢者医療保険料にかかる督促件数が182件となっており、普通徴収に発生しています。普通徴収は、月額1万5千円未満の年金の方達です。年を取ったら、誰しも何らかの病気をします。高齢者の自己責任のように、「自分たちの医療費は自分たちで賄え」では、これまで国や町の復興に尽くされて来られた高齢者を阻害するようなものです。

後期高齢者医療制度は、廃止して、早く元の制度に戻すべきとして、認定第3号に反対いたします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 1 番小田 認定第3号、平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について賛成討論を行います。

高齢化社会において、医療を必要とされる後期高齢者を支える医療制度として必要であります。また、収入に応じ、保険料の軽減措置や医療費の自己負担限度額は、きめ細かく設定されているなど、高齢者に配慮された制度で運営されていますので賛成いたします。

議 長 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」は、認定することに決定いたしました。

(10 : 31)

議 _____ **長** 次に、認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番久保田 認定第4号、平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

介護保険制度は、2000年にスタートして15年が経ちました。みんなで支える老後の安心を合言葉に、介護保険料を払う代わりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護が受けられるはずでした。しかし、15年経った今、要介護高齢者をめぐる状況は、決して安心できるものとはなっていません。家族の介護負担は依然として重く、家族の介護のために仕事を辞める介護退職は、毎年10万人以上に上っています。介護のために仕事を失った中高年が、親と暮らす、親が一人の時には受けられていた生活保護も働き盛りの子どもが帰ってくることにより打ち切られる。親のわずかな年金で暮らすことにより、親子共倒れの状況が生まれています。

本町の介護保険料を見ても、滞納繰越分 7 3 2 万 9 千円、収入未済額 7 3 7 万 5 千円が翌年へ繰越額として見られるように、保険料が払えない状況が生まれています。また、居宅でのサービス受給者の状況を見ても、認定度が高くなるほど利用者は少なくなっています。保険料を払っても利用料が払えず、十分なサービスが受けられない。これでは、誰のための介護保険制度かと言わざるを得ません。利用しやすい制度にすべきです。

よって、認定第 4 号、平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定に反対いたします。

6 番 堀 田 認定第 4 号、平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

高齢化が進む中、利用者数は年々増加傾向にあり、介護給付費の増加が予想されます。給付費の増加を防ぐには、予防であり、年齢を重ねても介護を必要としないで、毎日生活することが理想であります。

本町では、要介護状態になる前の段階の高齢者や、地域での高齢者の生活を支援するための施策など、介護予防事業の展開を評価し賛成をいたします。

議 長 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第 4 号「平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」は、認定することに決定いたしました。

(10:35)

議 長 次に、認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:37)

議 長 次に、認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は、起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:38)

議 長 次に、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:39)

議 長 次に、議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」について、討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 41)

議 _____ **長** 次に、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 42)

議 長 次に、日程第10、発委第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

産業建設文教委員長 ただいま議題となりました「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」につきましては、先の本会議において「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」が採択となりました。川棚町議会会議規則第14条3項の規定により、意見書案を産業建設文教委員会から提出するものであります。意見書案については、文書により、議長宛に提出しており、お手元に配布されていると思いますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第4号、平成27年9月18日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、産業建設文教委員会委員長山口隆。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案の提出について。

上記の意見（案）を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見案第1号。義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟34カ国中、日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇

用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月、長崎県川棚町議会。提出先、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣高市早苗様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣下村博文様。

以上でございます。審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、発委第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣ほか、関係行政庁に送付することにい

たします。

(1 0 : 4 8)

議 長 次に、日程第 1 1 「総務厚生委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長から、川棚町議会会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(1 0 : 4 9)

議 長 ここで、お諮りします。本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成 2 7 年 9 月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 0 : 5 1)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____

会議録署名議員 _____

会議録署名議員 _____